

新聞発表文

平成11年度における独占禁止法第4章関係届出等の動向について

平成12年6月2日
公正取引委員会

平成11年度における独占禁止法第4章関係届出等の動向は、以下のとおりである。

なお、平成10年に独占禁止法第4章関係の届出・報告の対象範囲等に係る法改正が行われ、平成11年1月1日から施行されたことに伴い、届出・報告対象範囲が大幅に縮減された。また、この改正により、外国会社同士の合併等について、一定の場合、新たに届出・報告義務が課されることになった。このため、平成11年度の届出等の動向を平成10年度以前と比較するに際しては、対象範囲が大きく異なることに留意する必要がある。

第1 平成11年度における合併・営業譲受け等の動向

1 届出受理件数

(1) 合併

平成11年度における合併の届出受理件数は、151件(すべて国内会社同士の合併であり、外国会社同士の合併はなかった。)となっており、前年度の届出受理件数1,514件に比べ大幅に減少している(対前年度比90.0%減)。これは、主として平成10年の独占禁止法改正により届出対象範囲が縮減されたことによるものである。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課

(電話)03-3581-5471(代表)(内線)2562

03-3581-3719(直通)

インターネット・ホームページ:<http://www.jftc.admix.go.jp>

(2) 営業譲受け等

平成11年度における営業譲受け等の届出受理件数は、179件(国内の会社からの営業譲受け等175件、外国会社からの営業譲受け等4件)となっており、前年度の届出受理件数1,176件に比べ大幅に減少している(対前年度比84.8%減)。これは主として平成10年の独占禁止法改正により届出対象範囲が縮減されたことによるものである。

2 態様別

平成11年度の合併・営業譲受け等の届出受理件数を態様別にみると、合併については、すべてが吸収合併であり、新設合併はなかった。

また、営業譲受け等については、総数179件のうち、169件が営業譲受け、10件が営業上の固定資産の譲受けであった。

3 総資産額別

平成11年度の合併・営業譲受け等の届出受理件数を合併後、営業譲受け等の行為後の総資産額別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

総資産100億円以上500億円未満の合併が46件(全体の30.5%)と最も多く、以下1000億円以上の合併が38件(同25.2%)、10億円以上50億円未満の合併が21件(同13.9%)と続いている(第1表)。

第1表 総資産額別合併届出受理件数

(単位:件, ()内は%)

年度\総資産	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
10	668 (44.1)	435 (28.7)	134 (8.9)	177 (11.7)	29 (1.9)	71 (4.7)	1, 514 (100.0)
11	9 (6.0)	21 (13.9)	20 (13.2)	46 (30.5)	17 (11.3)	38 (25.2)	151 (100.0)

(注)1 総資産は、合併後である。

- 2 平成10年の独占禁止法改正により、親子会社を含めた総資産合計額を届出対象の基準としているため、合併後の会社の単体総資産が10億円以下となることがある。
- 3 平成10年改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、すべてあらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないこととされていたが、改正後は、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額10億円を超える会社がある場合、外国会社同士の合併については当事会社の中に国内売上高が100億円を超える会社と国内売上高10億円を超える会社がある場合に届け出なければならないこととされた。

第2表 総資産額別合併件数

新設会社\存続会社	消滅会社	10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000 億円以上	合 計
10 億円未満		6	6	0	1	0	0	0	13
10 億円以上 50 億円未満		10	16	4	3	0	0	0	33
50 億円以上 100 億円未満		0	9	1	5	0	0	0	15
100 億円以上 500 億円未満		0	18	8	18	1	0	0	45
500 億円以上 1000 億円未満		1	4	1	9	4	2	0	21
1000 億円以上 5000 億円未満		0	1	3	4	2	4	0	14
5000 億円以上		0	0	1	2	2	1	4	10
合 計		17	54	18	42	9	7	4	151

(注) 3社以上の合併、すなわち消滅会社が2社以上である場合には、総資産が最も多い消滅会社を基準とした。

(2) 営業譲受け等

総資産1000億円以上の営業譲受け等が53件(全体の29.6%)と最も多く、以下100億円以上500億円未満の営業譲受け等が52件(同29.1%)、10億円以上50億円未満の営業譲受け等が24件(同13.4%)と続いている(第3表)。

第3表 総資産額別営業譲受け等届出受理件数

(単位:件、()内は%)

年度	総資産 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	計
10	567 (48.2)	234 (19.9)	73 (6.2)	159 (13.5)	41 (3.5)	102 (8.7)	1,176 (100.0)
11	23 (12.8)	24 (13.4)	13 (7.3)	52 (29.1)	14 (7.8)	53 (29.6)	179 (100.0)

(注)1 総資産は、営業譲受け等行為後の譲受け等会社のものである。

2 平成10年改正前の独占禁止法では、会社が営業の全部又は重要部分の譲受け等をしようとする場合は、すべてあらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないこととされていたが、改正後は、総資産合計額が100億円を超える会社が、①総資産額10億円超の国内会社の営業の全部を譲り受ける場合、②国内の会社から対象部分の売上高が10億円超の営業の重要な部分又は固定資産の全部若しくは重要な部分を譲り受ける場合、③国内売上高10億円超の外国会社の営業の全部を譲り受ける場合、④対象部分に係る国内売上高が10億円超の外国会社の営業の重要な部分又は固定資産の全部若しくは重要な部分を譲り受ける場合に届け出なければならないこととされた。

第4表 総資産額別営業譲受け等件数

譲渡等会社 譲受け等会社	10億円未満 50億円未満	10億円以上 100億円未満	50億円以上 500億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
10億円未満	2	12	11	10	4	6	6	51
10億円以上 50億円未満	0	7	4	2	0	0	0	13
50億円以上 100億円未満	0	4	1	4	0	1	1	11
100億円以上 500億円未満	2	19	4	8	2	5	7	47
500億円以上 1000億円未満	0	4	0	2	4	1	2	13
1000億円以上 5000億円未満	0	4	1	5	4	1	1	16
5000億円以上	0	1	4	9	3	5	6	28
合計	4	51	25	40	17	19	23	179

(注) 2社以上からの営業譲受け等、すなわち営業譲渡等会社が2社以上である場合には、総資産が最も多い営業譲渡等会社を基準とした。

(3) 前年度(1~3月)との比較

平成10年の独占禁止法改正により、平成11年1月1日から合併、営業譲受け等の届出対象範囲が大幅に縮減されたところ、前年度と比較が可能な1~3月の期間で受理件数を比べると、合併については44件から56件へと増加しているが(第5表)、営業譲受け等については66件から59件へと若干減少している(第6表)。

第5表 総資産額別合併届出受理件数(1~3月)

(単位:件, ()内は%)

総資産 年度	10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円未 満	1000億円 以上	計
10 (1~3)	3 (6.8)	8 (18.2)	4 (9.1)	11 (25.0)	9 (20.5)	9 (20.5)	44 (100.0)
11 (1~3)	5 (8.9)	10 (17.9)	9 (16.1)	16 (28.6)	4 (7.1)	12 (21.4)	56 (100.0)

第6表 総資産額別営業譲受け等届出受理件数(1~3月)

(単位:件, ()内は%)

総資産 年度	10億円 未満	10億円 以上	50億円 以上	100億円 以上	500億円 以上	1000億円 以上	計
10 (1-3)	15 (22.7)	12 (18.2)	2 (3.0)	17 (25.8)	1 (1.5)	19 (28.8)	66 (100.0)
11 (1-3)	9 (15.3)	9 (15.3)	6 (10.2)	12 (20.3)	5 (8.5)	18 (30.5)	59 (100.0)

4 業種別

平成11年度の合併・営業譲受け等の届出受理件数を業種別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

平成11年度の合併届出受理件数を業種別にみると、卸・小売業が50件(全体の33.1%), 製造業が38件(同25.2%)と多く、以下、サービス業が19件(同12.6%), 金融・保険業が17件(同11.3%), 不動産業が12件(同7.9%)と続いている(第7表)。

製造業の中では、機械業が10件、金属製品業が8件と多くなっている。

第7表 業種別合併届出受理件数の推移

(単位:件, ()内は%)

業種別	年度	10	11
農林・水産業		8(0.5)	0(0.0)
鉱業		5(0.3)	0(0.0)
建設業		122(8.1)	5(3.3)
製造業		325(21.5)	38(25.2)
食料品		25(1.7)	3(2.0)
織維		14(0.9)	1(0.7)
木材・木製品		6(0.4)	0(0.0)
紙・パルプ		5(0.3)	3(2.0)
出版・印刷		19(1.3)	2(1.3)
化学・石油・石炭		37(2.4)	5(3.3)
ゴム・皮革		3(0.2)	0(0.0)
窯業・土石		33(2.2)	4(2.6)
鉄鋼		8(0.5)	1(0.7)
非鉄金属		10(0.7)	0(0.0)
金属製品		24(1.6)	8(5.3)
機械		87(5.7)	10(6.6)
その他製造業		54(3.6)	1(0.7)
卸・小売業		467(30.8)	50(33.1)
不動産業		160(10.5)	12(7.9)
運輸・通信・倉庫業		65(4.3)	6(4.0)
サービス業		204(13.5)	19(12.6)
金融・保険業		47(3.1)	17(11.3)
電気・ガス業		1(0.1)	0(0.0)
その他		110(7.3)	4(2.6)
合計		1,514(100.0)	151(100.0)

(注)1 業種は、新設会社及び存続会社の業種によった。

2 「その他」は、新設会社及び存続会社が未営業又は休業中の場合である。

(2) 営業譲受け等

平成11年度の営業譲受け等届出受理件数を業種別にみると、卸・小売業が45件(全体の25.1%), 製造業が42件(同23.5%)と多く、以下サービス業が29件(同16.2%), 金融・保険業が19件(同10.6%)と続いている(第8表)。

製造業の中では、機械業が14件、化学・石油・石炭業が11件と多くなっている。

第8表 業種別営業譲受け等届出受理件数の推移

業種別	年度		(単位:件, ()内は%)
	10	11	
農林・水産業	1(0.1)	0(0.0)	
鉱業	2(0.2)	0(0.0)	
建設業	42(3.6)	3(1.7)	
製造業	144(12.2)	42(23.5)	
食料品	8(0.7)	4(2.2)	
織維	10(0.9)	0(0.0)	
木材・木製品	3(0.2)	0(0.0)	
紙・パルプ	4(0.3)	1(0.6)	
出版・印刷	6(0.5)	1(0.6)	
化学・石油・石炭	25(2.1)	11(6.1)	
ゴム・皮革	1(0.1)	0(0.0)	
窯業・土石	16(1.4)	0(0.0)	
鉄鋼	4(0.3)	2(1.1)	
非鉄金属	1(0.1)	1(0.6)	
金属製品	6(0.5)	2(1.1)	
機械	27(2.3)	14(7.8)	
その他製造業	33(2.8)	6(3.4)	
卸・小売業	392(33.3)	45(25.1)	
不動産業	23(2.0)	4(2.2)	
運輸・通信・倉庫業	81(6.9)	3(1.7)	
サービス業	104(8.8)	29(16.2)	
金融・保険業	45(3.8)	19(10.6)	
電気・ガス業	0(0)	0(0.0)	
その他の	342(29.1)	34(19.0)	
合計	1,176(100.0)	179(100.0)	

(注)1 業種は、営業譲受け等会社の業種によつた。

2 「その他」は、営業譲受け等会社が未営業又は休業中の場合である。

5 形態別

平成11年度の合併・営業譲受け等の届出受理件数を形態別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

平成11年度の合併の形態別件数(消滅会社数でみた件数)は221件であり、そのうち水平合併が120件(全体の54.3%)で最も多く、以下、混合合併89件(同40.3%)、垂直合併12件(同5.4%)と続いている(第9表)。

(注)消滅会社数でみた件数とは、例えば、3社合併の場合は2社合併が2回行われたものとして集計した件数である。

第9表 消滅会社数でみた合併の形態別状況

(単位:件、()内は%)

形態 年度	水平 合併	垂直 合併	混合合併				その他 合併	計
			地域拡大	商品拡大	純粹	小計		
10	622 (34.2)	268 (14.7)	258 (14.2)	218 (12.0)	410 (22.6)	886 (48.8)	42 (2.3)	1,818 (100.0)
11	120 (54.3)	12 (5.4)	18 (8.1)	20 (9.0)	51 (23.1)	89 (40.3)	0 (0.0)	221 (100.0)

(注)合併の形態の分類は、次のとおりである。

①水平:当事会社が同一市場において同種の商品又は役務を供給している場合

②垂直:当事会社が購入者、供給者の関係を有している場合

③混合:水平・垂直以外のすべての場合

地域拡大:同種の商品又は役務を異なる地域市場へ供給している会社間の合併又は営業譲受け等

商品拡大:生産面又は販売面での関連はあるが、直接には競争関係にない商品又は役務を供給している会社間の合併又は営業譲受け等

純粹:事業的関係がない会社間の合併又は営業譲受け等

④その他

組織変更:専ら合名会社、合資会社若しくは有限会社の組織を株式会社に変更し、又は株式会社の組織を有限会社に変更する目的で行う合併又は営業譲受け等

券面額の変更:専ら株式会社がその発行している額面株式1株の金額を変更する目的で行う合併

分離独立:専ら会社が自己の営業等の一部を分離する目的で発行済株式の全部を取得して国

内の会社を設立する場合における当該新会社が行う当該営業譲受け等

(2) 営業譲受け等

平成11年度の営業譲受け等の形態別件数(譲渡等会社数でみた件数)は192件であり、そのうち水平関係が139件(全体の72.4%)で最も多く、以下、混合関係47件(同24.5%)、垂直関係6件(同3.1%)と続いている(第10表)。

(注)譲渡等会社数でみた件数とは、例えば、2社からの営業譲受け等の場合は営業譲受け等が2回行われたものとして集計した件数である。

第10表 譲渡等会社数でみた営業譲受け等の形態別状況

(単位:件、()内は%)

年度	形態 ＼ 水平 関係	垂直 関係	混合関係				その他 関係	計
			地域拡大	商品拡大	純粹	小計		
10	495 (37.9)	103 (7.9)	126 (9.6)	150 (11.5)	372 (28.5)	648 (49.6)	60 (4.6)	1,306 (100.0)
11	139 (72.4)	6 (3.1)	9 (4.7)	10 (5.2)	28 (14.6)	47 (24.5)	0 (0.0)	192 (100.0)

(注)営業譲受け等の形態の分類は、第9表と同じである。

第2 平成11年度における株式保有

1 会社の株式所有報告書提出件数等

(1) 提出件数

平成11年度において、独占禁止法第10条第2項の規定に基づき提出された会社の株式所有報告書の件数は1,029件であった。うち外国会社によるものは46件であった。

(2) 総資産額別

平成11年度の国内会社の株式所有報告書の提出件数を総資産額別にみると、次のとおりである。

第11表 総資産額別株式所有報告書提出件数

(単位:件、()内は%)

年度\総資産	20億円超 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
10	1,220 (17.0)	1,522 (21.2)	2,908 (40.5)	612 (8.5)	922 (12.8)	7,184 (100.0)
11	13 (1.3)	22 (2.2)	182 (18.5)	57 (5.8)	709 (72.1)	983 (100.0)

(注) 平成10年改正前の独占禁止法では、総資産が20億円を超える国内の会社（金融業を営む会社を除く。）又は外国会社（金融業を営む会社を除く。）は、国内の会社の株式を所有する場合には、毎事業年度終了後3か月以内に公正取引委員会に株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後は、総資産が20億円を超えかつ総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産額が10億円を超える国内の会社又は国内売上高が10億円を超える外国会社の株式を10%，25%又は50%を超えて取得し、又は所有することとなる場合には30日以内に公正取引委員会に株式所有報告書を提出しなければならないこととされた。

(3) 前年度（1～3月）との比較

平成10年の独占禁止法改正により、平成11年1月1日から株式所有の報告対象範囲が大幅に縮減されたところ、前年度と比較が可能な1～3月の期間で、国内会社の株式所有報告書の提出件数を比べると、株式所有報告書の提出件数が84件から182件へと大幅に増加している。特に、総資産1000億円以上の大企業からの株式所有報告書の提出件数は54件から122件に大幅に増加している。これは、最近における大型の業務提携の増大等を反映しているものと考えられる（第12表）。

第12表 総資産額別株式所有報告書提出件数（1～3月）

（単位：件、（ ）内は%）

年度\総資産	20億円超 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
10 (1-3)	10 (11.9)	1 (1.2)	17 (20.2)	2 (2.4)	54 (64.3)	84 (100.0)
11 (1-3)	6 (3.3)	7 (3.8)	39 (21.4)	8 (4.4)	122 (67.0)	182 (100.0)

第3 平成11年度における持株会社設立等の動向

持株会社は、独占禁止法の規定により、持株会社及びその子会社の総資産の額の合計が3000億円を超える場合には、①毎事業年度終了後3か月以内に持株会社及び子会社の事業報告書を提出すること(第9条第6項)、②持株会社の新設について設立後30日以内に届け出ること(第9条第7項)が義務付けられている。

平成11年度において、独占禁止法第9条第6項の規定に基づき提出された持株会社等の事業報告書は1件であった(第13表)。また、第9条第7項の規定に基づく持株会社の設立の届出は1件であった(第14表)。

第13表 独占禁止法第9条第6項の規定に基づく報告書提出会社

会社名
(株)ダイエーホールディングコーポレーション

第14表 独占禁止法第9条7項の規定に基づく届出会社

会社名
アクサニチダン保険ホールディング(株)

資料

企業結合関係の届出件数の推移

年 度	持株会社等の事業報告書	持株会社設立届出書	株式所有報告書	会社以外の者の株式所有報告書	合併受理	営業譲受け等受理
昭和22			(2)	(0)	(23)	(22)
23			(31)	(0)	(309)	(192)
24			(13)	(0)	(123)	(53)
			2,373	0	448	143
25			3,840	0	420	207
26			4,546	0	331	182
27			4,795	0	385	124
28			3,863	0	344	126
29			2,827	0	325	167
30			3,033	0	338	143
31			3,080	0	381	209
32			3,069	0	398	140
33			3,316	0	381	118
34			3,170	0	413	139
35			2,991	0	440	144
36			3,211	1	591	162
37			3,231	0	715	193
38			3,844	0	997	223
39			3,921	4	864	195
40			4,534	1	894	202
41			4,325	0	871	264
42			4,075	2	995	299
43			4,069	3	1,020	354
44			4,907	0	1,163	391
45			4,247	2	1,147	413
46			5,832	0	1,178	449
47			5,841	1	1,184	452
48			6,002	0	1,028	443
49			5,738	0	995	420
50			5,108	9	957	429
51			5,229	6	941	511
52			5,085	1	1,011	646
53			5,372	0	898	595
54			5,359	0	871	611
55			5,759	2	961	680
56			5,505	1	1,044	771
57			6,167	1	1,040	815
58			6,033	4	1,020	702
59			6,604	2	1,096	790
60			6,640	6	1,113	807
61			7,202	1	1,147	936
62			7,573	1	1,215	1,084
63			6,351	0	1,336	1,028
平成元			8,193	0	1,450	988
2			8,075	0	1,751	1,050
3			8,034	2	2,091	1,266
4			8,776	0	2,002	1,079
5			8,036	3	1,917	1,153
6			8,954	18	2,000	1,255
7			8,281	1	2,520	1,467
8			9,379	0	2,271	1,476
9	0	0	8,615	7	2,174	1,546
10	2	0	7,518	0	1,514	1,176
11	1	1	1,029		151	179

(注) 1 () 内は認可件数である。

2 役員兼任の届出は、昭和28年に新設されたものであり、昭和27年度までの件数はない。

3 持株会社等の事業報告書の提出及び持株会社設立の届出は、平成9年の法改正により新設されたものであり、それ以前の件数はない。

4 株式所有報告書の裾切り要件(総資産額)は以下のとおり改正されている。

	裾切り要件(総資産額)
昭和24年	500万円超
28年	1億円超
40年	5億円超
52年	20億円超
平成10年	――
11年	100億円超

5 平成10年改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、すべてあらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないこととされていたが、改正後は、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額10億円を超える会社がある場合、外国会社同士の合併については当事会社の中に国内売上高が100億円を超える会社と国内売上高10億円を超える会社がある場合に届け出なければならないこととされた。

6 平成10年改正前の独占禁止法では、会社が営業の全部又は重要部分の譲受け等をしようとする場合には、すべてあらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないこととされていたが、改正後は、総資産合計額が100億円を超える会社が、①総資産額10億円超の国内会社の営業の全部を譲り受ける場合、②国内の会社から対象部分の売上高が10億円超の営業の重要な部分又は固定資産の全部若しくは重要な部分を譲り受ける場合、③国内売上高10億円超の外国会社の営業の全部を譲り受ける場合、④対象部分に係る国内売上高が10億円超の外国会社の営業の重要な部分又は固定資産の全部若しくは重要な部分を譲り受ける場合に届け出なければならないこととされた。

[参考]

認可及び承認の動向

1 大規模会社の株式保有

平成11年度において、独占禁止法第9条の2第1項第7号の規定により認可したもの及び同項第11号の規定により承認したものは、いずれもなかった。

2 金融会社の株式保有

平成11年度において、独占禁止法第11条の規定により認可した金融会社の株式保有件数は369件で、このうち、同条第1項ただし書の規定に基づくものは367件（銀行に係るもの252件、証券会社に係るもの60件、保険会社に係るもの52件、外国会社に係るもの3件）、同条第2項の規定に基づくものは2件（すべて銀行に係るもの）であった。